

令和5年9月22日

特定商取引法違反の訪問販売業者2社に対する業務停止命令 （15か月）及び指示並びに当該事業者の役員2名に対する業 務禁止命令（15か月）について

- 消費者庁は、屋根瓦のふき替え及び外壁塗装の工事等に係る役務の提供を連携共同して行う訪問販売業者である株式会社エヌケージー（以下「エヌケージー」といいます。）及び株式会社野田建工（以下「野田建工」といいます。）（上記いずれの事業者の本店所在地：大分県大分市）（注）に対し、令和5年9月21日、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、令和5年9月22日から令和6年12月21日までの15か月間、訪問販売に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。（注）各処分対象事業者については、同名の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。
- あわせて、消費者庁は、エヌケージー及び野田建工に対し、特定商取引法第7条第1項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。
- また、消費者庁は、エヌケージーの代表取締役である野田武政（のだ たけまさ）及び同社取締役副社長である村上東洋一（むらかみ とよかず）に対し、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づき、令和5年9月22日から令和6年12月21日までの15か月間、前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

1 処分対象事業者

（注）各処分対象事業者については、同名の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。

（1）株式会社エヌケージー

ア 名 称：株式会社エヌケージー

（法人番号：8320001002220）

イ 本店所在地：大分県大分市中島東三丁目3番16号

ウ 代 表 者：代表取締役 野田 武政（のだ たけまさ）
エ 設 立：平成6年3月10日
オ 資 本 金：1000万円
カ 取 引 類 型：訪問販売
キ 取 扱 役 務：屋根瓦のふき替え及び外壁塗装の工事等に係る役務

(2) 株式会社野田建工

ア 名 称：株式会社野田建工
(法人番号：5320001002215)
イ 本店所在地：大分県大分市豊町一丁目1番26号豊ビル
ウ 代 表 者：代表取締役 野田 武政（のだ たけまさ）
エ 設 立：平成3年3月28日
オ 資 本 金：1000万円
カ 取 引 類 型：訪問販売
キ 取 扱 役 務：上記（1）キと同じ。

2 特定商取引法に違反する行為

- (1) 契約書面の交付義務に違反する行為（特定商取引法第5条第1項）
- (2) 役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第6条第1項）

3 消費者庁が認定した行政処分の詳細は以下の各別紙のとおりです。

- 別 紙 1：エヌケージーに対する行政処分の概要
- 別 紙 2：野田建工に対する行政処分の概要
- 別 紙 3：野田武政に対する行政処分の概要
- 別 紙 4：村上東洋一に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社エヌケージーに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社エヌケージー（以下「エヌケージー」という。）は、株式会社野田建工（以下「野田建工」という。）と連携共同して、屋根瓦ふき替え工事及び外壁塗装工事等に係る役務（以下「本件役務」という。）を提供する事業を行っているものである。

エヌケージー及び野田建工は、野田建工をそのグループの本部とする「野田グループ」を形成し、代表取締役及び取締役副社長が共通しているほか、エヌケージーは、野田建工から所属を変更することで人員を引き継ぎ、また、同社の営業拠点及び業務システムを使用して業務を行っている。また、野田建工の従業員はエヌケージーの経理業務を担っており、エヌケージー及び野田建工の収支は一括して管理されている。そして、エヌケージーが本件役務を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）に係る勧誘及び当該契約の締結を行い、野田建工が本件役務の対価に係る入金管理を行うとともに、同社の従業員の一部が本件役務提供契約に係る勧誘を行う一方、エヌケージー及び野田建工の従業員は、野田建工の本店（大分市豊町一丁目 1 番 2 6 号豊ビル）において営業管理業務及び顧客対応業務を、エヌケージーの大分支店（大分市豊町一丁目 1 番 3 8 号）において本件役務の営業に係る業務をそれぞれ行うなど、エヌケージー及び野田建工はいずれも本件役務の提供に係る取引に関与している。

エヌケージーは、野田建工と連携共同して、消費者宅等エヌケージー及び野田建工の営業所等以外の場所において、本件役務提供契約を締結して本件役務を提供していることから、このようなエヌケージーが野田建工と連携共同して行う本件役務の提供は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 2 号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号。以下「旧法」という。）第 2 条第 1 項に規定する訪問販売（以下「旧法に規定する訪問販売」という。）を行うに当たり、同法第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の規定に違反する行為をしており、特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号。以下「特定商取引法」という。）第 2 条第 1 項に規定する訪問販売（以下単に「訪問販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

エヌケージーは、令和5年9月22日から令和6年12月21日までの間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア エヌケージーが行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ エヌケージーが行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ エヌケージーが行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

(2) 指示

ア エヌケージーは、野田建工と連携共同して、旧法第5条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）及び同法第6条第1項の規定により禁止される役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしている。かかる行為は、旧法に違反するものであることから、エヌケージーは、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）し、これをエヌケージーの役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ エヌケージーは、野田建工と連携共同して行う旧法に規定する訪問販売及び訪問販売により、本件役務提供契約を締結しているところ、令和3年6月1日から令和5年9月20日までの間にエヌケージーとの間で本件役務提供契約を締結した全ての相手方に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、エヌケージーに対して前記（1）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和5年10月23日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和5年10月5日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

（ア）前記（1）の業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）下記4（2）の違反の内容

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第7条第1項及び第8条第1項

4 処分の原因となる事実

エヌケージーは、以下のとおり、野田建工と連携共同して、旧法の規定に違反する行為をしており、消費者庁は、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（旧法第5条第1項）

エヌケージーは、遅くとも令和3年6月以降、野田建工と連携共同して、営業所等以外の場所である消費者宅において、本件役務提供契約を締結したとき、本件役務の提供を受ける消費者に対し、本件役務提供契約に係る書面を交付しているが、当該書面に、旧法第4条第5号に掲げる旧法第9条第1項の規定による役務提供契約の解除に関する事項を記載していなかった。

(2) 役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（旧法第6条第1項第5号）

エヌケージーは、遅くとも令和3年6月以降、野田建工と連携共同して、旧法に規定する訪問販売に係る本件役務提供契約の解除を妨げるため、実際には、本件役務の提供は旧法に規定する訪問販売に該当し、本件役務提供契約はクーリング・オフをすることができるものであるにもかかわらず、消費者に対し、「アフター訪問であり訪問販売での契約ではない。訪問販売ではないので、クーリング・オフには応じられない。」「クーリング・オフでないから、金具はそのまま残させてもらう。1円も儲からない金具の撤去作業に作業員を手配できねえ。」「ああ、その件はキャンセルできませんよ。」などと、あたかも本件役務提供契約はクーリング・オフすることができないものであるかのように告げた。

5 事例

【事例1】（役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為）

令和3年6月上旬、エヌケージーの従業員Z及びYは、消費者A宅を訪問し、Aに対し、瓦止め工事に係る役務を提供する契約（以下「本件契約A」という。）について勧誘をし、Aは、工事契約書に署名捺印をしてエヌケージーとの間で本件契約Aを締結した。本件契約Aの締結後、Z又はYは、Aに工事契約書をエヌケージーへ郵送するよう告げた。

Aが本件契約Aを締結してから4日後、Z及びYは、再度、A宅において、瓦の塗装工事に係る役務を提供する契約（以下「本件契約B」という。）について勧誘をし、Aは工事契約書に署名捺印をしてエヌケージーとの間で本件

契約Bを締結した。本件契約Bの締結後、Yは、Aに工事契約書をエヌケー
ジーへ郵送するよう告げた。

翌日、Aから本件契約A及び本件契約Bを締結したことを聞いたAの親族
である消費者Bは、消費生活センターを介してエヌケージーと本件契約A及
び本件契約Bの解除に係る交渉を開始したところ、同日、エヌケージーの従
業員Xは、Bに架電し、実際には、本件役務の提供は旧法に規定する訪問販
売に該当し、本件契約A及び本件契約Bはクーリング・オフをすることがで
きるものであるにもかかわらず、「アフター訪問であり訪問販売での契約では
ない。訪問販売ではないので、クーリング・オフには応じられない。」、「クー
リング・オフでないから、金具はそのまま残させてもらう。1円も儲からな
い金具の撤去作業に作業員を手配できねえ。」などと、あたかも本件契約A及
び本件契約Bはクーリング・オフすることができないものであるかのように
告げた。

【事例2】（役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為）

令和4年4月頃、消費者Cは、エヌケージーに架電し、屋根の雨漏りの点
検のためにエヌケージーの訪問を依頼した。

令和4年5月上旬、エヌケージーの従業員Wほか1名は、C宅を訪問し、
Cに対し、屋根瓦のふき替え工事に係る役務を提供する契約（以下「本件契
約C」という。）について勧誘をし、Cの親族である消費者Dは、工事契約書
に署名捺印してエヌケージーとの間で本件契約Cを締結した。その際、Wは、
Dに対し、「工事の契約は、本来エヌケージーの事務所にDに来て貰わないと
いけないが、エヌケージーの事務所に来てもらうのが大変だから、一度持ち
帰って事務所で契約した事にして、後からD宅に郵送します。」、「今日書いて
もらった書類の控えは後でお返しします。」と告げた。

その後、エヌケージーの従業員Vは、電話により本件契約Cの解除を申し
出たDに対し、その電話において、実際には、本件役務の提供は旧法に規定
する訪問販売に該当し、本件契約Cはクーリング・オフをすることができる
ものであるにもかかわらず、「ああ、その件はキャンセルできませんよ。」と、
あたかも本件契約Cはクーリング・オフすることができないものであるかの
ように告げた。

株式会社野田建工に対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社野田建工（以下「野田建工」という。）は、株式会社エヌケージー（以下「エヌケージー」という。）と連携共同して、屋根瓦ふき替え工事及び外壁塗装工事等に係る役務（以下「本件役務」という。）を提供する事業を行っているものである。

野田建工及びエヌケージーは、野田建工をそのグループの本部とする「野田グループ」を形成し、代表取締役及び取締役副社長が共通しているほか、エヌケージーは、野田建工から所属を変更することで人員を引き継ぎ、また、同社の営業拠点及び業務システムを使用して業務を行っている。また、野田建工の従業員はエヌケージーの経理業務を担っており、野田建工及びエヌケージーの収支は一括して管理されている。そして、エヌケージーが本件役務を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）に係る勧誘及び当該契約の締結を行い、野田建工が本件役務の対価に係る入金管理を行うとともに、野田建工の従業員の一部が本件役務提供契約に係る勧誘を行う一方、野田建工及びエヌケージーの従業員は、前記野田建工の本店において営業管理業務及び顧客対応業務を、エヌケージーの大分支店（大分市豊町一丁目1番38号）において本件役務の営業に係る業務をそれぞれ行うなど、野田建工及びエヌケージーはいずれも本件役務の提供に係る取引に関与している。

野田建工は、エヌケージーと連携共同して、消費者宅等野田建工及びエヌケージーの営業所等以外の場所において、本件役務提供契約を締結して本件役務を提供していることから、このような野田建工がエヌケージーと連携共同して行う本件役務の提供は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下「旧法に規定する訪問販売」という。）を行うに当たり、同法第5条第1項及び第6条第1項の規定に違反する行為をしており、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下単に「訪問販売」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

野田建工は、令和５年９月２２日から令和６年１２月２１日までの間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア 野田建工が行う訪問販売に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 野田建工が行う訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 野田建工が行う訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

（２）指示

ア 野田建工は、エヌケージーと連携共同して、旧法第５条第１項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）及び同法第６条第１項の規定により禁止される役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしている。かかる行為は、旧法に違反するものであることから、野田建工は、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）し、これを野田建工の役員及び従業員に、前記（１）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ 野田建工は、エヌケージーと連携共同して行う旧法に規定する訪問販売及び訪問販売により、本件役務提供契約を締結しているところ、令和３年６月１日から令和５年９月２０日までの間にエヌケージーとの間で本件役務提供契約を締結した全ての相手方に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、野田建工に対して前記（１）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和５年１０月２３日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和５年１０月５日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

（ア）前記（１）の業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）下記４（２）の違反の内容

３ 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第７条第１項及び第８条第１項

4 処分の原因となる事実

野田建工は、以下のとおり、エヌケーと連携共同して、旧法の規定に違反する行為をしており、消費者庁は、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（旧法第5条第1項）

野田建工は、遅くとも令和3年6月以降、エヌケーと連携共同して、営業所等以外の場所である消費者宅において、本件役務提供契約を締結したとき、本件役務の提供を受ける消費者に対し、本件役務提供契約に係る書面を交付しているが、当該書面に、旧法第4条第5号に掲げる旧法第9条第1項の規定による役務提供契約の解除に関する事項を記載していなかった。

(2) 役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（旧法第6条第1項第5号）

野田建工は、遅くとも令和3年6月以降、エヌケーと連携共同して、旧法に規定する訪問販売に係る本件役務提供契約の解除を妨げるため、実際には、本件役務の提供は旧法に規定する訪問販売に該当し、本件役務提供契約はクーリング・オフをすることができるものであるにもかかわらず、消費者に対し、「アフター訪問であり訪問販売での契約ではない。訪問販売ではないので、クーリング・オフには応じられない。」「クーリング・オフでないから、金具はそのまま残させてもらう。1円も儲からない金具の撤去作業に作業員を手配できねえ。」「ああ、その件はキャンセルできませんよ。」などと、あたかも本件役務提供契約はクーリング・オフすることができないものであるかのように告げた。

5 事例

【事例1】（役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為）

令和3年6月上旬、エヌケーの従業員Z及びYは、消費者A宅を訪問し、Aに対し、瓦止め工事に係る役務を提供する契約（以下「本件契約A」という。）について勧誘をし、Aは、工事契約書に署名捺印をしてエヌケーとの間で本件契約Aを締結した。本件契約Aの締結後、Z又はYは、Aに工事契約書をエヌケーへ郵送するよう告げた。

Aが本件契約Aを締結してから4日後、Z及びYは、再度、A宅において、瓦の塗装工事に係る役務を提供する契約（以下「本件契約B」という。）について勧誘をし、Aは工事契約書に署名捺印をしてエヌケーとの間で本件契約Bを締結した。本件契約Bの締結後、Yは、Aに工事契約書をエヌケーへ郵送するよう告げた。

翌日、Aから本件契約A及び本件契約Bを締結したことを聞いたAの親族である消費者Bは、消費生活センターを介してエヌケージーと本件契約A及び本件契約Bの解除に係る交渉を開始したところ、同日、エヌケージーの従業員Xは、Bに架電し、実際には、本件役務の提供は旧法に規定する訪問販売に該当し、本件契約A及び本件契約Bはクーリング・オフをすることができるものであるにもかかわらず、「アフター訪問であり訪問販売での契約ではない。訪問販売ではないので、クーリング・オフには応じられない。」、「クーリング・オフでないから、金具はそのまま残させてもらう。1円も儲からない金具の撤去作業に作業員を手配できねえ。」などと、あたかも本件契約A及び本件契約Bはクーリング・オフすることができないものであるかのように告げた。

【事例2】（役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為）

令和4年4月頃、消費者Cは、エヌケージーに架電し、屋根の雨漏りの点検のためにエヌケージーの訪問を依頼した。

令和4年5月上旬、エヌケージーの従業員Wほか1名は、C宅を訪問し、Cに対し、屋根瓦のふき替え工事に係る役務を提供する契約（以下「本件契約C」という。）について勧誘をし、Cの親族である消費者Dは、工事契約書に署名捺印してエヌケージーとの間で本件契約Cを締結した。その際、Wは、Dに対し、「工事の契約は、本来エヌケージーの事務所にDに来て貰わないといけないが、エヌケージーの事務所に来てもらうのが大変だから、一度持ち帰って事務所で契約した事にして、後からD宅に郵送します。」、「今日書いてもらった書類の控えは後でお返しします。」と告げた。

その後、エヌケージーの従業員Vは、電話により本件契約Cの解除を申し出たDに対し、その電話において、実際には、本件役務の提供は旧法に規定する訪問販売に該当し、本件契約Cはクーリング・オフをすることができるものであるにもかかわらず、「ああ、その件はキャンセルできませんよ。」と、あたかも本件契約Cはクーリング・オフすることができないものであるかのように告げた。

野田武政に対する行政処分の概要

1 名宛人

野田 武政（以下「野田」という。）

2 処分の内容

野田が、令和 5 年 9 月 22 日から令和 6 年 12 月 21 日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）第 2 条第 1 項に規定する訪問販売（以下単に「訪問販売」という。）に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 72 号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「旧法」という。）第 8 条の 2 第 1 項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙 1 のとおり、株式会社エヌケージー（以下「エヌケージー」という。）に対し、特定商取引法第 8 条第 1 項に基づき、同社が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 野田は、エヌケージーの代表取締役（旧法第 8 条の 2 第 1 項に規定する「役員」）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

村上東洋一に対する行政処分の概要

1 名宛人

村上 東洋一（以下「村上」という。）

2 処分の内容

村上が、令和5年9月22日から令和6年12月21日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- （1）特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売（以下単に「訪問販売」という。）に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- （2）訪問販売に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- （3）訪問販売に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- （1）別紙1のとおり、株式会社エヌケージー（以下「エヌケージー」という。）に対し、特定商取引法第8条第1項に基づき、同社が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- （2）村上は、エヌケージーの取締役副社長（旧法第8条の2第1項に規定する「役員」）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。